

表 彰 規 程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟が行う表彰について定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 本連盟の行う表彰は、次の7種類とする。なお、必要に応じて特別賞を贈ることもある。

- (1) 男子優秀選手賞
- (2) 女子優秀選手賞
- (3) 学生功労賞
- (4) 功労賞
- (5) 指導者功労賞
- (6) 運営功労賞
- (7) 特別功労賞

(推薦基準)

第3条 表彰の種類別推薦基準は、次の通りとする。

- (1) 男子優秀選手賞

男子優秀選手賞は、本連盟の競技水準の向上に貢献した男子選手に贈る。

ア. オリンピック大会および世界選手権大会の日本代表チームに選出された者。

イ. FISUワールドユニバーシティゲームズ大会に出場し、入賞した者。(ハーフマラソン団体および競歩団体の入賞者も含む。)

ウ. アジア大会およびアジア選手権大会に出場し、入賞した者。

エ. U20世界選手権大会に出場し、3位以内に入賞した者。

オ. 世界室内選手権大会に出場し、入賞した者。

カ. 本連盟記録突破者(なお、本連盟記録突破の判断は、別紙に基づき行う)。

キ. 世界50傑に入った者。

- (2) 女子優秀選手賞

女子優秀選手賞は、本連盟の競技水準の向上に貢献した女子選手に贈る。推薦基準は、男子優秀選手賞に準ずるものとする。

- (3) 学生功労賞

学生功労賞は、本連盟の発展に尽力した学生役員のうち、その功績が特に顕著な者に贈る。

- (4) 功労賞

功労賞は、本連盟の発展に尽力した幹部役員のうち、その功績が特に顕著な者に贈る。

- (5) 指導者功労賞

指導者功労賞は、本連盟加盟校陸上競技部の部長、監督、コーチまたは、それに準ずる指導者として多年にわたり本連盟の発展に尽力し、その功績が特に顕著な者に贈る。

ア. 本条(1)および(2)に該当する選手を直接指導した指導者。

イ. 本連盟加盟校陸上競技部の運営および競技水準の向上などに尽力し、特にその功績が顕著な者。

(6) 運営功労賞

運営功労賞は、本連盟の運営に尽力した役員のうち、その功績が特に顕著な者に贈る。

(7) 特別功労賞

特別功労賞は、本連盟の主催する事業に協力し、その功績が特に顕著な者に贈る。

(受賞者の推薦・決定と表彰年度)

第4条

(1) 受賞候補者の推薦は、総務委員会が行う。

(2) 受賞者は、毎年年度末までに理事会において決定する。

(3) 表彰は翌年度の関東インカレ期間中に行う。

なお、本連盟の表彰を受ける者の種類と回数は、同一種類について1回に限る。ただし、男子優秀選手賞、女子優秀選手賞、指導者功労賞はその限りではない（うち、指導者功労賞受賞者の表彰式への式典への参加は初回のみとする）。

(奨学金)

第5条 男子優秀選手賞、女子優秀選手賞を贈る者に対しては、以下のカテゴリー毎に奨学金を授与する。
以下の(1)～(3)の複数のカテゴリーに該当する者に対しては、重複して授与する。

(1) 世界大会への選出・入賞者（第3条(1)のア～オ）

(2) 本連盟記録突破者（第3条(1)のカ）

本連盟記録突破が日本記録突破・日本学生記録突破に該当する場合は、各々に応じた奨学金額を授与する。なお、本連盟記録突破者へ授与する奨学金は、同一種目については年1回に限る。

(3) 世界50傑に入った者（第3条(1)のキ）

対象期間については、年度ではなく暦年を対象とする。

対象種目は関東インカレ、オリンピック大会および世界選手権大会実施種目に限る。

(奨学金の額の立案・決定)

第6条 奨学金の額は、年度ごとに総務委員会で検討・立案し、理事会で決定する。

(規程の変更)

第7条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(別紙) 本連盟記録突破の判断要領

本連盟記録の突破の判断は、日本陸上競技連盟「審判ハンドブック」における日本記録の定めに準じ、以下の通り行う。

- (a) 同じラウンドでは、従来の本連盟記録を基準としてその記録を上回るすべての記録が本連盟記録突破となる。
- (b) 前のラウンドで新たに複数の本連盟記録が出た場合は、その記録の中で最高のものが次のラウンド時点における本連盟記録となっているので、当該ラウンドではその記録を上回る記録のみが本連盟記録突破となる。

※上記の場合の「ラウンド」とはトラック・フィールドともに、予選・決勝などの各々を指す。

※ただし、新種目に関しては向こう5年間、その年の記録突破者のうち記録最上位者（同記録も含む）に限り優秀選手賞を贈る。

※ただし、日本記録突破および日本学生記録突破のうち、本連盟記録に該当しない種目については2022年度以降に樹立された記録に限る。

(付則)

本規程は1989年3月8日より施行する。

1993年4月7日	一部改正
1994年3月14日	一部改正
1995年3月9日	一部改正
1995年4月11日	一部改正
1996年4月22日	一部改正
1997年4月24日	一部改正
1997年9月11日	一部改正
1999年4月23日	一部改正
1999年6月16日	一部改正
2001年5月13日	一部改正
2004年4月1日	一部改正
2005年6月16日	一部改正
2008年2月29日	一部改正
2012年7月27日	一部改正
2019年2月28日	一部改正
2023年3月11日	一部改正
2025年4月8日	一部改正
2026年2月27日	一部改正